

児童虐待について

- ▶ **身体的虐待**⇒殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
- ▶ **心理的虐待**⇒言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV（ドメスティックバイオレンス））、きょうだいに虐待行為を行う など
- ▶ **ネグレクト**⇒家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ▶ **性的虐待**⇒こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

※こども家庭庁HP「児童虐待防止対策」より

児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

○全国233か所の児童相談所における令和5年度の児童虐待相談対応件数は 225,509 件。

※ 対前年度比+5.0%(10,666件の増加)(令和4年度:対前年度比+3.5%(7,183件の増加))

※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- ・心理的虐待に係る対応件数の増加(令和4年度:128,114件→令和5年度:134,948件(+6,834件))
- ・警察等からの通告等による児童虐待相談対応件数の増加(令和4年度:112,311件→令和5年度:116,649件(+4,338件))

〈令和4年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉

- ・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
対前年度比	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%

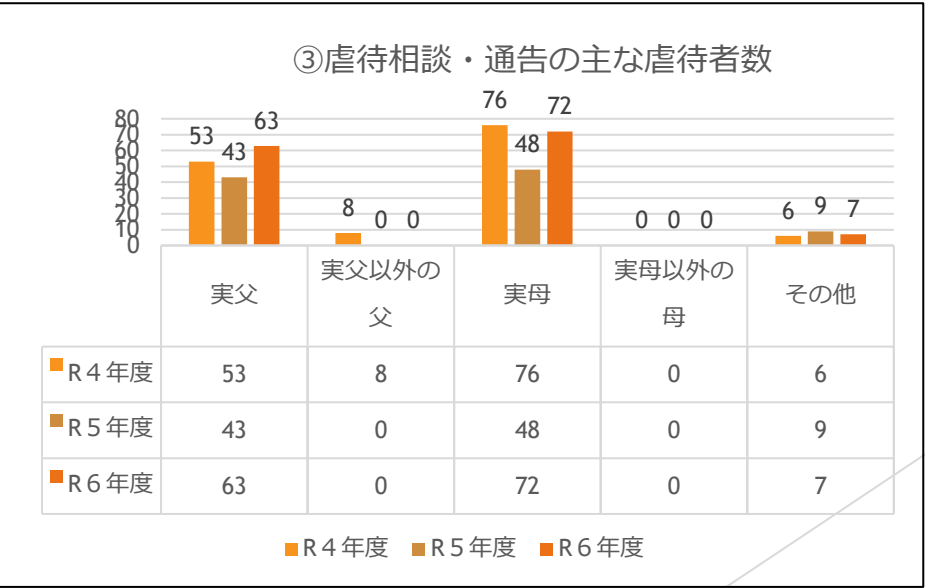
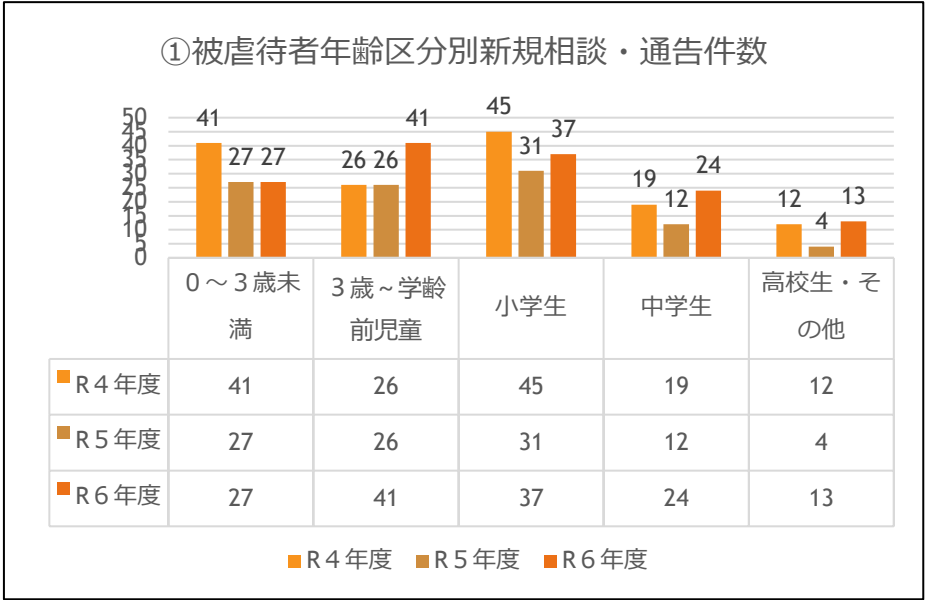
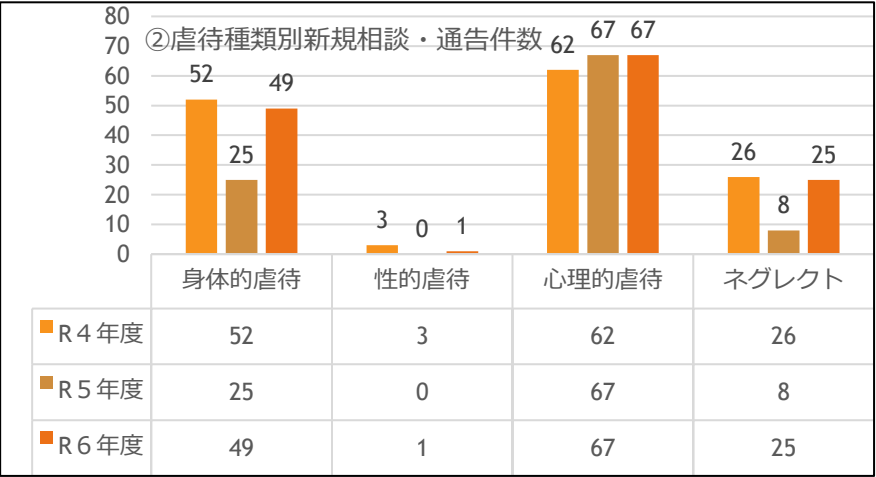
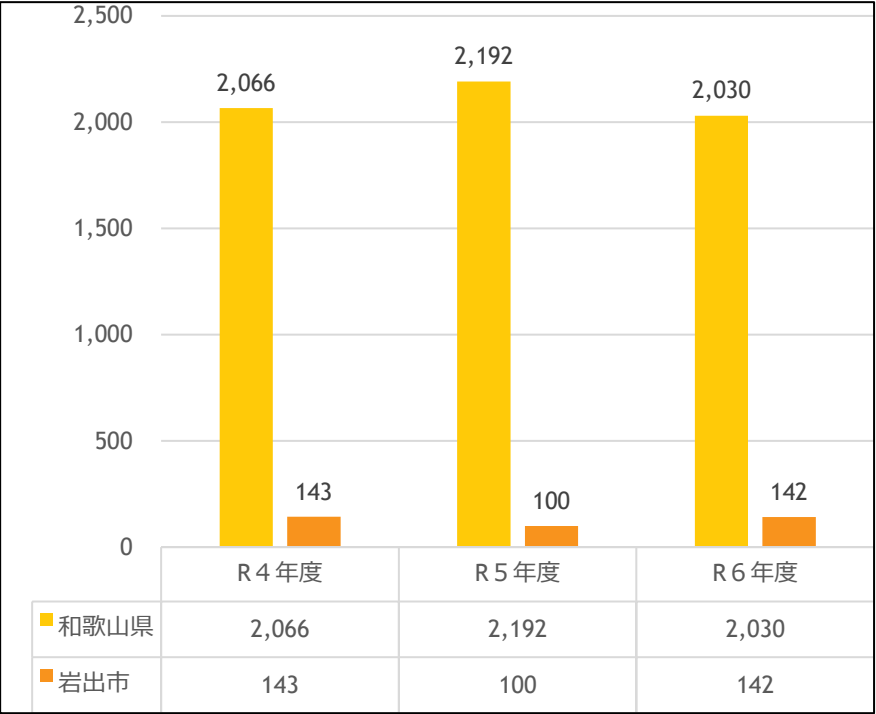
児童相談所における児童虐待相談対応件数の虐待種別件数の推移

○ 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総 数	
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701	(100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	49,464	(23.0%)	34,872	(16.2%)	2,393	(1.1%)	128,114	(59.6%)	214,843	(100.0%)
令和5年度	51,623	(22.9%)	36,465	(16.2%)	2,473	(1.1%)	134,948	(59.8%)	225,509	(100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

和歌山県・岩出市の虐待相談の状況



①R7年度上半期(4月～9月)児童虐待 新規通告件数:40件(90件)

※カッコ内は前年同月の件数

0～3歳未満:9件(24件) 身体的虐待:16件(31件) 実父:16件(45件)
 3歳～学齢前児童:4件(19件) 性的虐待:0件(1件) 実父以外の父:1件(0件)
 小学生:13件(26件) 心理的虐待:18件(39件) 実母:22件(44件)
 中学生:11件(13件) ネグレクト:6件(19件) 実母以外の母:0件(0件)
 高校生・その他:3件(8件) その他:1件(1件)

②身体的虐待について

ケース	性別	年齢	発達	虐待者	通告内容	怪我・アザ	通報者	結果	
1	A	男	12	ノーマル	父	父から殴られる(左顔打撲、左手関節圧挫傷)	痣あり	病院	児相と市で協働

③心理的虐待について

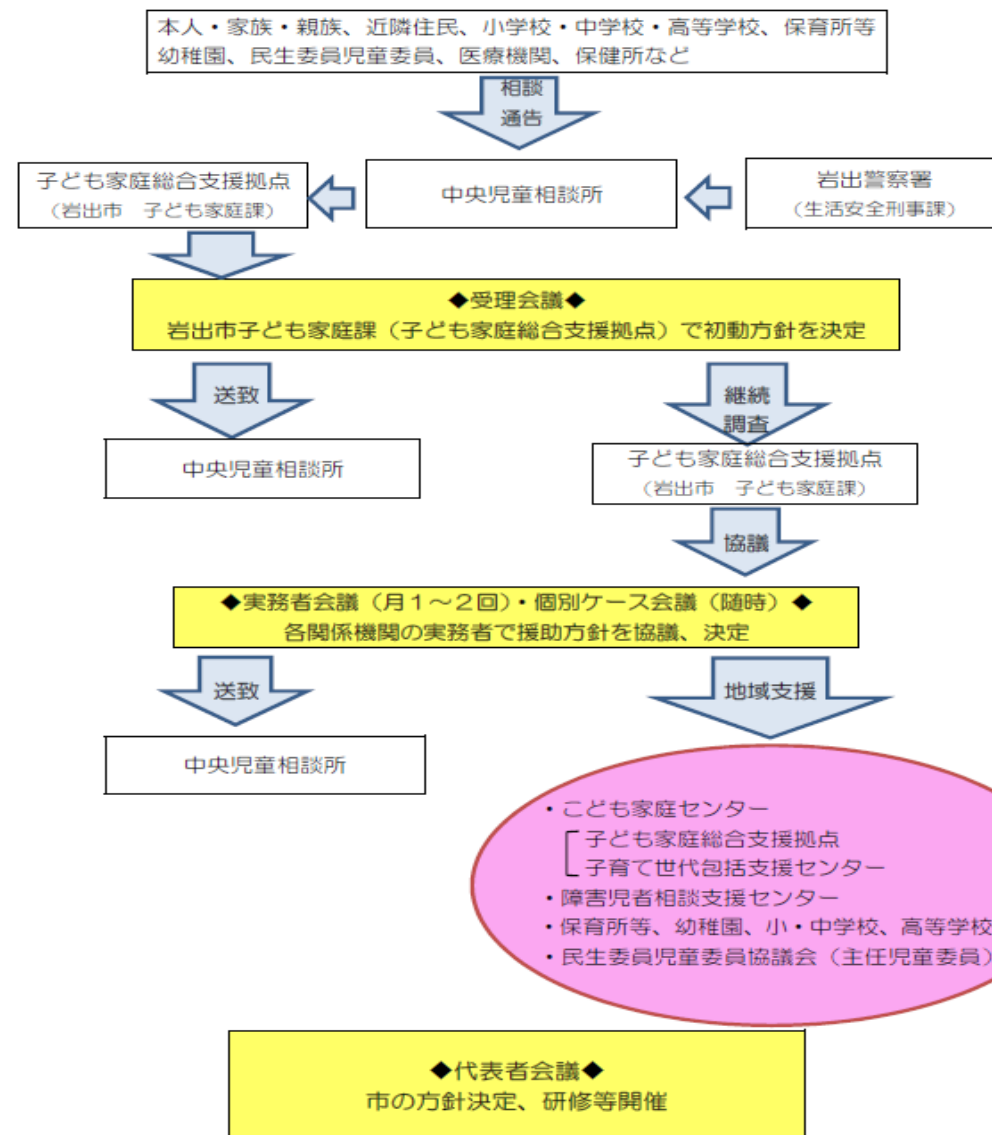
ケース	性別	年齢	発達	虐待者	通告内容	症状	通報者	結果	
1	B	男	3	ノーマル	母	夫婦喧嘩の目撃	—	警察	市で見守り

④ネグレクトについて

ケース	性別	年齢	発達	虐待者	通告内容	症状	通報者	結果	
1	C	女	5	やや遅れ	父母	劣悪な養育環境、不登所気味	首全体に垢	心理士	児相と市で協働

要保護児童対策地域協議会（要对協） について

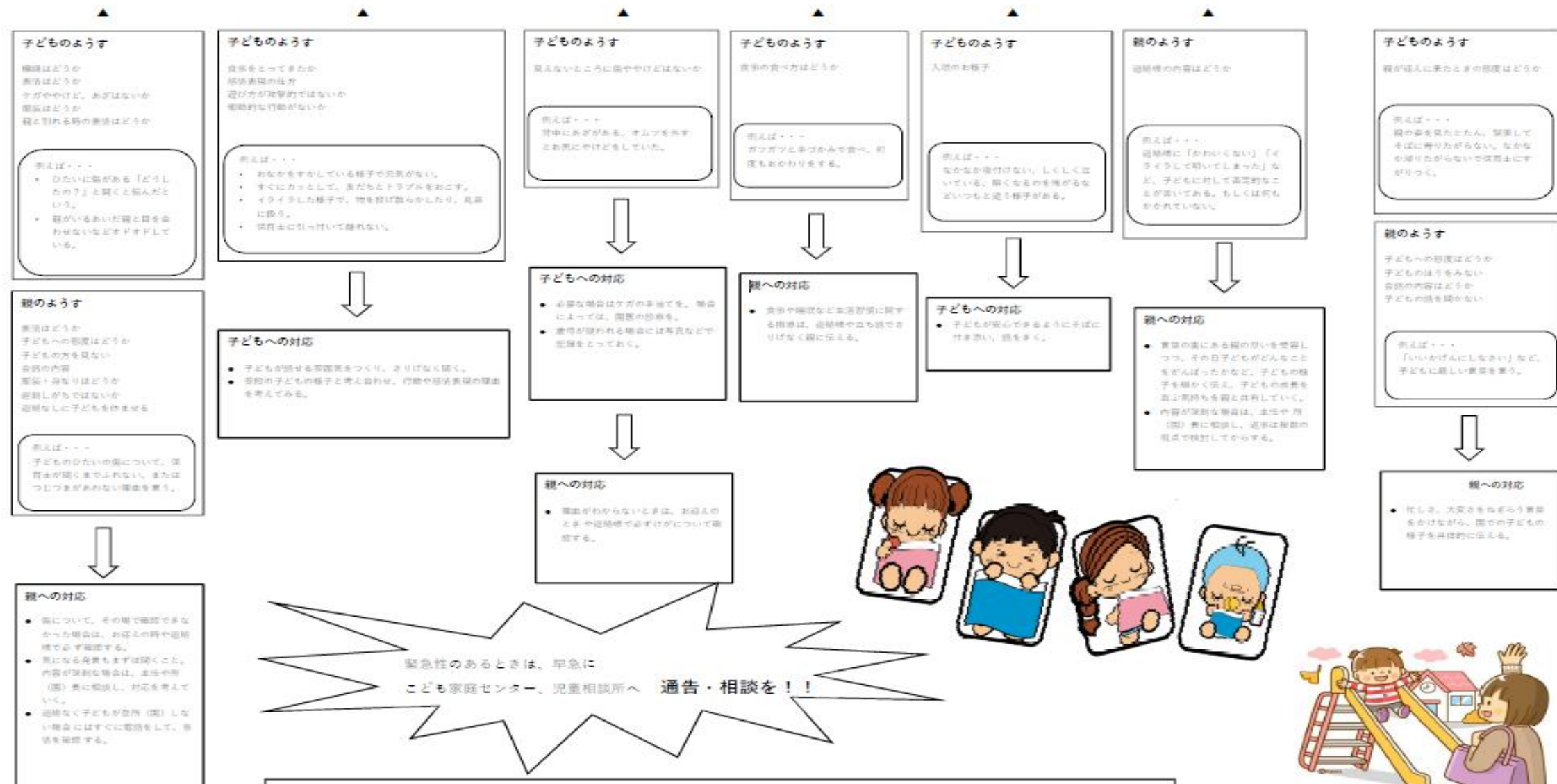
- ▶ 虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため、地域の関係機関等が子どもやその家族に関する情報や考え方を共有し、適切な支援について協議するネットワークを法制化したもの（市町村に設置）
- ▶ 情報交換や支援内容の協議のため二層または三層構造（代表者会議、実務者会議、個別ケース会議）となっている。
- ▶ メリット：①支援対象児童等の早期発見
②迅速に支援を開始することができる
③各関係機関等との情報共有
④関係機関の間で役割分担について共通理解を得ることができる。





子どもの機嫌が悪いといっても、一時的な気持ちの問題であったり、からだの不調であったり、理由はいろいろです。親の育児不安の程度も、個人によって差があるでしょう。日ごろの様子をみているからこそ、つなぐことができる小さな変化を見落とさずに情報を整理し、総合的に判断することが大切です。

登 所（園）	遊び	おやつ／遊び （おひるね）	オムツ替え／着替え	おひるごはん	おひるね	（連絡帳の記入）	おやつ	あそび／お迎え
--------	----	------------------	-----------	--------	------	----------	-----	---------





緊急性のあるときは、早急に

こども家庭センター、児童相談所へ 通告・相談を!!



登校・朝礼	授業中	休み時間	お昼	放課後	学童保育
-------	-----	------	----	-----	------

- ・体に不自然なあざや、外傷、やけどがありませんか。
- ・汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていませんか。
- ・笑わなかったり、視線を合わせようとしないことはありませんか。
- ・無表情であったり、落ち着きがなかったり、急に、妙にはしゃいだり、友人をからかったりしていませんか。

欠席の時

- ・欠席の理由ははっきりしていますか。
- ・保護者からの連絡は、不自然ではありませんか。

- ・わざと逆なような言動をとっていませんか。
- ・教職員の色を標的に凝ったり、接触を避けようとしていませんか。
- ・他席に協調性がなかったり、周囲から孤立していませんか。
- ・ふだんと違い、保健室等に行くなど、教室を離れる回数が増えていますか。
- ・体に不自然なあざや、外傷がありませんか。
- ・汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていませんか。
- ・落ち着きがなかったり無表情ではありませんか。
- ・提出物を出さなかったり、持ち物を忘れたりしていませんか。

- ・友人と楽しそうに遊んでいますか。周囲から孤立したり、無表情であったりしていませんか。
- ・児童生徒との話や、友人同士の話の中に虐待につながる内容はありますか。

放課後の着替える時

- ・体に不自然なあざや外傷がありませんか。
- ・汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていませんか。



- ・給食を急いで食べたり、何気もおかしくするなど、食・食への強い執着がありませんか。
- ・エプロンやナプキン等の必要な持ち物を忘れていたりしませんか。
- ・弁当を持ってこなかったり、店で購入した弁当等をよく持ってきていませんか。



- ・家に帰ろうとしないことはありませんか。
- ・クラブ活動をよく休むようになったり、普段と違う表情や、行動はありませんか。

- ・乱暴な言葉や行動はありませんか。
- ・不自然なあざなどは見られませんか。
- ・服装がいつも同じであったりしていませんか。
- ・おやつをいつもより多く食べることはありませんか。
- ・友人と楽しそうに遊んでいますか。周囲から孤立したり、無表情であったりしていませんか。
- ・児童との話や、友人同士の話の中に虐待につながる内容はありますか。

保健室



- ・病気が疑われないのに、体の不調を訴えていますか。
- ・最近頻りに入退室していますか。
- ・児童生徒との話の中に、虐待につながる内容はありますか。
- ・体重的・精神的な増減等の不自然な体の変化が見られませんか。
- ・わざと逆なような言動をとっていませんか。
- ・教職員の色を標的に凝ったり、接触を避けようとしていたり、または、より接触を求めていますか。
- ・体に不自然なあざや、外傷がありませんか。

基本的な対応

- (1) 担任1人で抱え込むことがないようにします。気づきがあればすぐに管理職等に伝えます。
 - (2) 虐待の疑いを感じた時から、子どもに関することを写真や記録に残します。
 - (3) 子どもに、あざや、外傷、やけどの原因について聞いてみます。
 - (4) 保護者にも原因について聞いてみます。
 - (5) 保護者に、子どもの状況を話しながら、保護者が虐待行為について話さずかけをつかんんだり、子育てを助言するようにします。
- それぞれのケースで特に注意が必要なこと
- ①緊急性が高く、命にかかわる場合も考えられると感じられる時
- ・疑われるときは、早早い対応を心がけます。こども家庭センター、教育委員会、児童相談所、警察等へすぐに連絡します。
- ②地域から虐待しているとの連絡があった時
- ・子どもの様子を注意深く見ていきます。気になることがあれば、こども家庭センター、教育委員会に連絡します。

保護者に通告を告げる時

- ・なぜ通告したのかと聞かれた時は、虐待を疑った時には通告の義務があることを丁寧に説明します。
- ・子どものことを心配していることを伝えます。
- ・保護者との対応の方法については、生活支援課や教育委員会と相談します。

子どもへの対応

- ◎子どもから虐待の事実を聞いた時
 - ・子どもから聞く際は否定しないで、「よくはしてくれただね」という姿勢で聞きます。
 - ・子どもが悪いのではないことを伝え、親を否定することを言わないようにします。
- ◎子どもから虐待の事実を聞いたが、『言わないで』と口止めされた時
 - ・子ども(あなた)を守るために、どうしても言わなくてはならない場合もある事を、子どもが納得できるように丁寧に説明します。

個別に指導しているときや、最近の様子から

- ・話がきちんと聞けなかったり、まるで他人事のような態度をとりませんか。
- ・以前に比べ、落ち着きがなく、すぐわかるような嘘をついたりしていませんか。
- ・家出や徘徊等を繰り返すようになっていませんか。
- ・万引き等の問題行動を繰り返すようになっていませんか。
- ・性的なことに興味に興味を持ったり、他席に隣りようになっていますか。
- ・絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものがみられるようになっていませんか。
- ・急に性癖への関心を見せるようになっていませんか。
- ・自分の殻に閉じこもるようになっていませんか。

家庭との連絡、個人懇談等の学校行事

- ・保護者の表情が硬かったり、教職員と目と合わないなどの変化や不自然さを感じませんか。
- ・体罰を肯定的にとらえていると感じることはありませんか。
- ・子どものマイナスの面をまよく口にすると感じることはありませんか。
- ・被害者意識が強いと感じませんか。
- ・酒気やアルコール・薬物への依存があると感じませんか。
- ・大きな声で怒ったり、暴力行為がありませんか。
- ・子どもの状態に関して、不自然であったり、内容がいつも違う説明をしていますか。
- ・親子関係が不安定であると感じませんか。

※連絡が取れる場合

- ・保護者が子どものことでイライラするなど、精神的に不安定であると感じませんか。
- ・夫婦仲など家庭関係に不安があると感じませんか。
- ・行事などに不参加の場合が多くありませんか。
- ・連絡や約束をしても、面談を拒むことが多くありませんか。

※連絡が取れない場合

- ・電話や家庭訪問をした時、いつも子供だけで家にいることはありませんか。
- ・いつも外出している様子はありませんか。
- ・近隣とのつきあいがなく、孤立している様子はありませんか。

雪連絡先

岩出市こども家庭センター 家庭支援係 0736-61-2400
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
(児童相談所) 073-445-5312